

払戻金制度に関して

応募者が業務開始後、当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職又は契約解除した場合は、乙は受領した報酬の一部を以下の要領で甲に返還するものとする。

- ・業務開始日から起算して1ヶ月未満：報酬の50%相当額
- ・業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満：報酬の30%相当額

許可番号 13-ユ-304189

東京都新宿区西新宿 7-5-11 岡山ビル 2F

株式会社 subLime design

代表取締役 柚木 雄生